北海道告示第 10289 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第６条第１項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の設置者から届出事項の変更について届出があった。

なお、同法第８条第２項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、書面により令和５年７月３日までに北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課に到着するよう提出することができる。

令和５年３月１日

北海道知事　鈴木　直道

１　届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ツルハドラッグ旭川近文店

旭川市北門町 14 丁目 2144－129

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社ツルハ　　代表取締役　八幡　政浩

札幌市東区北 24 条東 20 丁目１番 21 号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）

（仮称）ツルハドラッグ旭川近文店

旭川市北門町 14 丁目 2144－２、－129、－159、－160、－163

（変更後）

ツルハドラッグ旭川近文店

旭川市北門町 14 丁目 2144－129

(4) 変更の年月日

令和４年 11 月 29 日

(5) 変更する理由

店舗名称及び所在地確定のため

２　届出年月日

令和４年 12 月１日

３　届出書等の縦覧

(1) 縦覧場所

北海道経済部地域経済局中小企業課及び北海道上川総合振興局産業振興部商工労働観光課

(2) 縦覧期間

令和５年３月１日（水）から令和５年７月３日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前８時 45 分から午後５時 15 分まで